

国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について

資料3

1. 緊急事態措置期間の延長に基づく市民等への要請・呼びかけ

【現在の要請内容 4月25日～5月11日】（特措法第45条第1項による）

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒はしないこと（特措法第24条第9項による）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

【緊急事態宣言期間延長に伴う要請内容 5月12日～5月31日】（特措法第45条第1項による）

- 不要不急の外出は自粛すること
- 不要不急の都道府県間移動は自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

○経済界へのお願い

【現在の要請内容 4月25日～5月11日】 (特措法第24条第9項による)

- 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減をめざすこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

【緊急事態宣言期間延長に伴う要請内容 5月12日～5月31日】 (特措法第24条第9項による)

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組を促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

○大学等へのお願い

【現在の要請内容 4月25日～5月11日】 (特措法第24条第9項による)

- 授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

【緊急事態宣言期間延長に伴う要請内容 5月12日～5月31日】

(特措法第24条第9項による)

- 授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

○その他の市民への周知・啓発

感染拡大防止に向け、次の取組を継続。

①ホームページ、広報さかい、SNSによる市民への周知
②区公用車による巡回広報（緊急事態宣言期間中、毎日2回：10時、15時）
③防災行政無線による放送（毎日2回：11時、16時）
④啓発立看板の設置（主要駅及び区役所） ※「緊急事態宣言発出中」、「不要不急の外出自粛」を周知・啓発する内容
⑤感染予防ポスターの掲示（市関連施設、民間事業者施設）
⑥国の接触確認アプリ「COCOA」や「大阪コロナ追跡システム」への登録の呼びかけ

2. 市主催イベントでの取組

○原則中止、延期、開催方法の変更（書面開催、Web開催）とする。

開催する場合は、以下の感染対策を徹底のうえ開催。

①感染予防ガイドラインに基づく感染防止の徹底
②感染予防ポスターの掲示
③感染防止を呼びかける場内放送の実施
④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底及び利用者への案内
⑤類似イベントでの感染の状況に応じて開催の自粛も検討
⑥全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談

3. 施設について（市有施設）

【現在の対応内容】

- 「人流の抑制」を図るため、緊急事態宣言解除まで、次のとおり対応
 - ・ 不特定多数の方が集まる集客施設の休館
例) さかい利晶の杜、フェニーチェ堺、文化会館、博物館、図書館（※）、公民館
※ 利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施
 - ・ 貸館・貸会議室、体育館、テニスコート、野球場等の貸施設の休館
 - ・ 公園の利用は可（ただし、公園駐車場は閉鎖）

- 
- 緊急事態措置期間の延長（～5月31日）に伴う府有施設における対応等も踏まえ、現在の対応を継続

4. 行政の取組

○感染拡大の防止等の観点から、以下の取組を徹底することにより、市民と職員、職員同士の接触機会を減少。

①職員間の夜の会食は行わない【職員以外（家族を除く）との会食も控える】
②「堺スタイルの働き方」を実施
③テレワーク、休暇取得促進等による職員の出勤削減（目標：3割以上）
④時差出勤による職員の接触低減（目標：2割）
⑤会議等におけるオンラインの活用（原則）
⑥職場の一斉換気の実施やパーテーション等の設置
⑦原則、出張の中止又は延期（Web会議、ビジネスチャット等の活用）
⑧20時以降の勤務抑制

5. 学校園の取組

○園児、児童、生徒の安全を守るため、以下の感染対策を徹底。

①通常登校を実施し、文部科学省マニュアル「学校の新しい生活様式」の地域の感染レベル3に応じた対応を行う

②児童生徒同士が近距離で行う実験、観察、合唱、管楽器演奏、調理実習などの感染リスクの高い学習活動は行わない

③部活動は休止

④学校活動中の「3密」回避の徹底

⑤園児、児童、生徒のみならず教職員の昼食喫食時の感染防止対策を一層徹底

⑥学校園施設での接触機会低減・外出自粛を促すため学校施設開放事業を中止

※学校園の休業措置は、感染リスクを勘案して決定

6. こども園の取組

○ 園児の安全を守るため、以下の感染対策を徹底。

①感染拡大を予防する「堺スタイル」の実践

②感染予防ポスターの掲示（民間保育施設にはポスターの掲示の協力要請）

③保護者の方には、家庭保育の協力を依頼

※通園児、保育者等に陽性者が出たときは、感染拡大防止のため、発生園の臨時休園等を行うことがある